創造性判断時における作用の共通性

~機械分野における創造性判断~

中国知的財產権訴訟判例解説(第31回)

寧波展通電信設備実業有限公司 一審第三者、無効審判請求人

TE Connectivity Ltd 一審原告、二審上訴人

河野特許事務所 所長・弁理士 河野 英仁

1. 概 要

中国における進歩性は創造性と称され権利化実務上、避けることのできない問題である(専利法第22条第3項)。

専利法第22条第3項

創造性とは、現有技術に比べて、その発明が<u>突出した</u>実質的特徴及び<u>顕著な</u>進歩を有し、その 実用新型が実質的特徴及び進歩を有することをいう。

創造性の判断は3ステップ、すなわち最接近の現有技術を特定し、次いで区別特徴を認定し、 最後に当業者にとって自明的であるか否かを判断する。ここで、自明か否かを判断する際には、 現有技術中に、技術的啓示(技術的示唆)が存在するか否かを注目して行う。啓示があるか否か の判断要素の一つとして請求項に係る発明と現有技術の組み合わせにおける作用の共通性があ る。

本事件では閉鎖装置の閉鎖機構に関する創造性が問題となり、復審委員会及び北京市中級人民法院は2つの現有技術中に請求項の各技術特徴が開示されているとして創造性がなく、特許は無効と判断した¹。最高人民法院は、主引例中の区別特徴に着目し、当該区別特徴が奏する作用と、請求項に係る発明の作用とが相違するとして、創造性ありと判断した北京市高級人民法院の判断を支持する判決をなした。

¹ 復審委員会2011年4月4日審決 第16394号